講座・催し等の申し込み

①講座・催し名
②〒・住所
③氏名（ふりがな）
④年齢
⑤性別
⑥電話番号
(往復はがきには、返信用にも住所・氏名)

はがき・ファックスの記載例

※あて先は各記事の申し込み先へ。
※費用の記載のないものは、原則無料

●●新宿こどもまちづくりフォーラム●●

【日時】7月23日㈪午後2時～4時
【内容】区立公園改修のワークショップ参加者と公園サポーターの子どもたちが、ビデオ上映や区長との懇談を行い、新宿のまちづくりへメッセージを発信（進行役…卯月盛夫・早稲田大学教授）
【会場・申込み】当日直接、新宿コズミックセンター（大久保3―1―2）へ。
【問合せ】**子ども家庭課子ども家庭支援係**（本庁舎2階）☎（5273）4544へ。

イキイキ家族・わくわく地域

親子で過ごそう！楽しい時間

①触れてみよう小さないのち
【日時・内容】7月24日㈫…主に乳児との触れ合い、25日㈬…主に幼児との触れ合いと母親との交流（石井章仁・城西国際大学助教ほか）、いずれも午前10時30分～午後0時30分（1日のみの参加も可）
【会場】ゆったりーの（北山伏町2―17）
【対象】区内在住・在学の中学生・高校生、15名
【費用】100円（保険料・飲み物代・資料代）
【持ち物】エプロン・筆記用具。25日はぬれてもいい服装・タオルもお持ちください。
【協力】ゆったりーの運営委員会

②親子でタオルエクササイズ
【日時】7月21日㈯午前10時～12時（9時45分から受け付け）
【会場】戸山小学校（百人町2―1―38）
【対象】区内在住・在学の子ども（幼児以上）と保護者の方、20組40名
【講師】憩居かなみ（ショーコスギ塾）ほか
【費用】1人50円（保険料）
【持ち物】タオル（長さ80㎝程度）・飲み物・体育館履き・動きやすい服装
【協力】アクション教室

……　<以下共通>　……

【申込み】はがきかファックスに、参加者について記載例（5面参照）のほか、学校名・学年を記入し、7月19日（必着）までに**新宿区地域家庭教育推進協議会事務局**（〒160-8484歌舞伎町1―5―1、第1分庁舎4階、生涯学習振興課地域教育係内）☎・FAX（5273）3610へ。応募者多数の場合は抽選。
※同協議会では、家庭教育に関する事業や中学生・高校生の子育て体験事業などを行う協力団体を募集しています。詳しくは、事務局にお問い合わせください。

こども・教育

就学相談

障害や発達に心配のあるお子さんの就学について、専門の相談員が保護者の方と一緒に考えます。
【受付時間】午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）
【対象】①平成20年4月1日に学齢に達する児童、②現在小学6年生の児童、③小・中学校から特別支援学校または小・中学校の特別支援学級への転学を希望する児童・生徒
【申込み】電話で8月17日㈮までに**学校運営課学校運営支援係**（第1分庁舎4階）☎（5273）3097へ。

人形劇会

【日時】7月22日㈰午後2時～3時
【内容】「3びきのやぎのガラガドン」（人形劇団こぱん）
【費用】無料
【会場・申込み】当日直接、大久保地域センター（大久保2―12―7）へ。先着100名。
【問合せ】**大久保図書館**☎（3209）3812へ。

子ども映画会

①中央図書館
【日時】7月26日㈭午後2時から
【対象】中学生以下の方、100名（同伴者も可）
【上映作品】「眠れぬ夜の小さなお話」「ムーミン～消えないおばけ」
【会場・申込み】当日直接、**中央図書館**（下落合1―9―8）☎（3364）1421へ。先着順。

②戸山図書館
【日時】7月28日㈯午後3時～4時
【対象】中学生以下の方、100名（同伴者も可）
【上映作品】「小さなバイキングビッケ～ビッケと大あざらし」「ねずみくんのチョッキ2」
【会場・申込み】当日直接、戸山社会教育会館（戸山2―11―101）へ。先着順。
【問合せ】**戸山図書館**☎（3207）1191へ。

親子で体験 中国水墨画

【日時】8月2日㈭・3日㈮午後1時30分～3時、全2日
【会場・協力】東洋美術学校（富久町2―6）
【対象】区内在住・在学の小学生の親子で、2日とも参加できる方、10組20名
【費用】無料
【持ち物】汚れてもよい服装またはエプロン
【申込み】はがきかファックスに、参加者について記載例（5面参照）のほか、子どもの学校名・学年を記入し、7月25日（必着）までに**生涯学習振興課地域教育係**（〒160-8484歌舞伎町1―5―1、第1分庁舎4階）☎・FAX（5273）3610へ。応募者多数の場合は抽選。

催し

日本文化を楽しむ

●朗読（怪談話）
【日時】8月5日㈰午後2時～4時30分（1時30分開場）
【対象】区内在住・在勤の方、50名
【内容】「真景累ケ渕～お累の婚礼」（原作／三遊亭圓朝、補綴／古川一郎）、「青いドレス」「骨細工」「蟹」（阿刀田高）。（朗読…戸山朗読会）
【費用】無料
【会場・申込み】当日直接、**大久保地域センター**（大久保2―12―7）☎（3209）3961へ。先着順。

大人も子どもも手打ちうどんに挑戦

【日時】8月6日㈪午前10時～午後2時
【定員】24名。小学3年生以下の方は保護者の付き添いが必要
【内容】手打ちうどんを作り持ち帰る（試食あり）
【費用】500円
【持ち物】エプロン・三角きん・筆記用具
【会場・申込み】事前に費用をお持ちの上、**大久保地域センター**（大久保2―12―7）☎（3209）3961へ。先着順。

新宿区友好提携都市・伊那市
中央・南アルプスの四季写真展
～岳都 信州伊那市に展開する山の大自然～

中央・南アルプスや天竜川・三峰川など、自然に恵まれた伊那市の美しい四季を、同市の協力によりシリーズで紹介します。今回は、雄大なアルプスの山々と、夏を彩る美しい高山植物を中心に展示します。
【日時】7月23日㈪～27日㈮、午前8時30分～午後5時（24日㈫は午後7時まで）
【会場】区役所本庁舎1階ロビー
【問合せ】**文化国際課文化国際係**（本庁舎1階）☎（5273）4069へ。

新宿社会保険事務所による年金相談を区役所で実施

◆　◆　◆

「年金記録問題」に対応するため、東京都社会保険労務士会新宿支部の協力で実施します。
【日時】7月25日㈬・27日㈮午後1時～4時
【対象】区内在住の方と以前に区内在住だった方
【内容】年金加入記録の確認
【会場・申込み】当日直接、国保年金課（本庁舎4階）へ。先着順。
【問合せ】**新宿社会保険事務所**☎（5285）8617へ。

平和の大切さを伝えるために

●平和展

【日時・会場】①7月21日㈯～29日㈰（23日㈪を除く）午前9時30分～午後5時30分（入館は5時まで）…新宿歴史博物館（三栄町22）、②8月2日㈭～9日㈭（4日㈯・5日㈰を除く）午前8時30分～午後5時（7日㈫は午後7時まで）…区役所本庁舎1階ロビー、③8月10日㈮～17日㈮午前7時～午後10時（10日は午後2時から、17日は午後1時まで）…新宿スポーツセンター（大久保3―5―1）
【内容】ヒロシマ・ナガサキ原爆写真パネル、広島平和記念資料館所蔵の「サダコと折り鶴ポスター」
【問合せ】**男女共同参画・平和担当**（本庁舎3階）☎（5273）4088へ。

●平和のポスター展

【日時】7月21日㈯～29日㈰（23日㈪を除く）午前9時30分～午後5時30分（入館は5時まで）
【会場】新宿歴史博物館（三栄町22）
【内容】区内の小学4年生～中学生が描いた「平和のポスター」入賞作品の展示
【問合せ】**教育指導課教育活動支援係**（本庁舎4階）☎（5273）3084へ。

●平和図書展示

【期間】7月24日㈫～8月26日㈰（休館日を除く）
【会場】各区立図書館展示コーナー
【内容】テーマ別に100～200冊を展示。各館の展示目録をご覧ください。
【問合せ】**中央図書館**☎（3364）1421へ。

●平和映画会

【日時・上映作品】①8月1日㈬午後3時30分から…「核のない21世紀を～ヒロシマからのメッセージ」（60分）、②2日㈭午後2時から…子ども向けアニメーション「ちいちゃんのかげおくり」（17分）・「字のないはがき」（18分）、③3日㈮午後6時から…「父と暮せば」（99分）
【対象】①③は各100名、②は中学生以下の方、100名（同伴者可）。先着順。
【会場・問合せ】**中央図書館**（下落合1―9―8）☎（3364）1421へ。

新宿区シルバー人材センターの教室

(1)パソコンでうちわを作ろう！

【日時】①8月1日㈬、②2日㈭、いずれも午前組…午前10時～12時・午後組…午後1時～3時
【対象】区内在住で小学3年生以上の方、各日・各組8名
【内容】パソコンで作った絵や文字をはってオリジナルのうちわを作る
【費用】500円

(2)さわってみよう！パソコン無料体験

【日時】①8月6日㈪、②7日㈫、いずれも午前組…午前10時～12時・午後組…午後1時～3時
【対象】区内在住・在勤で、パソコン未経験の方、各日・各組8名

(3)手編み教室

【日時】①8月1日～9月26日の水曜日（8月29日を除く）、②8月2日～9月20日の木曜日、③8月3日～9月21日の金曜日、いずれも午後1時30分～3時30分、各全8回
【対象】区内在住・在勤の方、①②は各5名・③は10名
【内容】棒針編み・かぎ針編み。初心者の方、経験はあるがしばらく編んでいない方などに個別指導
【費用】8,000円（ほかに材料費は自己負担）

(4)初心者書道教室

【日時】8月20日～11月26日の月曜日（9月3日・17日・24日、10月8日・15日を除く）、午後1時30分～3時30分、全10回
【対象】区内在住・在勤の方、20名
【内容】運筆の基礎からはがきの表書き、年賀状の書き方ほか
【費用】10,000円

……　<以下共通>　……

【会場】(1)(2)(4)は新宿区シルバー人材センター（高田馬場1―32―10）、(3)は細工町教室（細工町1―3）
【申込み】7月18日㈬午前10時から、電話で㈱**新宿区シルバー人材センター**☎（3209）3181へ。先着順。

老人保健法医療受給者証 または 国民健康保険高齢受給者証 をお持ちの方へ

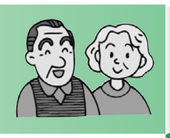

■「老人保健法医療受給者証」をお持ちの方
（昭和7年9月30日以前生まれの方、または昭和7年10月1日～昭和17年8月1日生まれで老人保健の障害認定を受けている方）

8月1日㈬以降に医療を受ける際の医療費の自己負担割合は、19年度の住民税の課税状況で決まります（注1）。
★負担割合が変わる方には、新しい医療受給者証を7月24日㈫に送ります。今までの医療受給者証は、8月1日㈬以降に同封の返信用封筒でお返しください。
★負担割合が変わらない方には、新しい医療受給者証は送りません。これまでの受給者証で受診してください。

● ● ● 収入額による特例 ● ● ●

下記の基準（注1）により3割負担となる方のうち、18年中の収入が「収入の基準額」（注2）に該当する場合は、申請により1割負担となります。申請による判定が必要な方および経過措置①の申請による判定が必要な方には、区から事前にお知らせします。

● ● ● 世帯全員が住民税非課税の方 ● ● ●
（経過措置②による非課税の方を含む）

老人保健受給者の方で、世帯全員が住民税非課税の場合、申請すると、入院の際の自己負担の限度額と食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。該当する方は、申請してください。

【申請・問合せ】**高齢者サービス課医療助成係**（本庁舎2階）☎（5273）4562へ。

■国民健康保険「高齢受給者証」をお持ちの方
（区の国民健康保険加入者で昭和7年10月1日～昭和12年7月1日生まれの方）

● ● ● 新しい「高齢受給者証」を7月13日に送りました ● ● ●

8月1日㈬以降は、新しい「高齢受給者証」で医療機関を受診してください。
7月20日㈮までに届かない方は、国保年金課国保資格係（本庁舎4階）☎（5273）4146へお問い合わせください。
国民健康保険の「高齢受給者証」は、毎年8月に自己負担割合を判定して更新します。自己負担割合の基準は（注1）をご覧ください。

● ● ● 収入額による特例 ● ● ●

下記の基準（注1）により3割負担となる方のうち、18年中の収入が「収入の基準額」（注2）に該当する場合は、申請により1割負担となります。申請による判定が必要な方および経過措置①の申請による判定が必要な方には、「基準収入額適用申請書」も同封しています。

● ● ● 高齢受給者証の有効期限 ● ● ●

有効期限は毎年7月31日でしたが、平成20年4月実施予定の医療制度の改正等に伴い、次のとおり年齢（誕生日）等によって変わります。詳しくは、新しい「高齢受給者証」に同封したチラシでご案内しています。
それぞれの有効期限が切れる前に、新しい高齢受給者証等を送ります。
(1) 昭和7年10月1日～昭和8年4月1日生まれの方…75歳の誕生月の末日（1日生まれの方は前月の末日）
※昭和8年3月1日までに生まれた方は、平成19年10月以降、誕生月の翌月（1日生まれは誕生月）から、老人保健法医療受給者証に変わります。本人とその被扶養者の方は、退職者医療制度に該当しなくなります。また、平成20年4月からは、後期高齢者医療制度へ移行します。詳しくは、下段の「後期高齢者医療制度が始まります」をご覧ください。
(2) 前記(1)以外で自己負担割合が「1割」の方または退職者医療制度に該当する方…平成20年3月31日
※平成20年4月から、自己負担割合の変更が予定されています。また、退職者医療制度は、20年4月から、対象年齢が65歳未満に引き下げになります。
(3) 昭和8年4月2日～昭和8年7月31日生まれで、自己負担割合が「3割」の方…75歳の誕生日の前日
※平成20年4月以降、75歳の誕生日から、後期高齢者医療制度へ移行します。
(4) 前記(1)～(3)に該当しない方…平成20年7月31日

● ● ● 世帯全員が住民税非課税の方 ● ● ●
（経過措置②による非課税の方を含む）

国民健康保険の高齢受給者証をお持ちで、世帯全員が住民税非課税の方の場合、申請すると、入院の際の自己負担の限度額と食事代等が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。該当する方は、申請してください。

【申請・問合せ】**国保年金課国保資格係**（本庁舎4階）☎（5273）4146へ。
「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請は**国保年金課国保給付係**（本庁舎4階）☎（5273）4149へ。

●注1：自己負担割合の基準
同一世帯に住民税の課税標準額が145万円以上の70歳以上の方または老人保健対象者（65歳以上で老人保健の障害認定を受けている方を含む）がいる場合は3割、いない場合は1割です。

●注2：収入の基準
同一世帯内の70歳以上の方の収入の合計額が、2人以上の場合で520万円未満、1人の場合で383万円未満の場合は、申請により1割負担となります。

●経過措置①：住民税公的年金等控除の見直し・老年者控除の廃止に伴う経過措置
「公的年金等控除の見直し」および「老年者控除の廃止」で、新たに一定以上の所得があると判定された方で、課税標準額が145万円以上213万円未満の方は、19年8月から最長1年間、自己負担限度額が「一般」（外来…12,000円、入院・外来合計…44,400円）に据え置かれます。
また、同一世帯内の70歳以上の方の収入の合計額が、2人以上の場合で520万円以上621万円未満、1人の場合で383万円以上484万円未満に該当する場合、申請により、19年8月から最長1年間、自己負担限度額が「一般」に据え置かれます。

●経過措置②：住民税老年者非課税措置の廃止に伴う経過措置
「老年者非課税の廃止」に伴い、昭和15年1月2日以前生まれで、所得が125万円以下の世帯員が課税されて課税世帯となる場合、非課税の世帯員についてのみ、申請により最長1年間、自己負担限度額が「区分Ⅱ」（外来…8,000円、入院・外来合計…24,600円）に据え置かれます。

★★ 平成20年4月から「後期高齢者医療制度」が始まります ★★

現在の「老人保健制度」は、「後期高齢者医療制度」に変わります。
今まで、75歳（65歳以上の一定の障害のある方を含む）以上の方は、国民健康保険等の医療保険に加入しながら、老人保健制度で医療を受けていましたが、20年4月からは、新しい後期高齢者医療制度で医療を受けることになります。
この制度は、新宿区・東京都・国の公費、現役世代からの支援金、後期高齢者の皆さんの保険料で費用を負担します。
後期高齢者医療制度の運営は、東京都内のすべての区市町村が加入した「東京都後期高齢者医療広域連合」が主体となり、資格の管理・保険料の決定・医療の保険給付などの事務を行います。区では、申請などの窓口受付と、保険料の徴収業務を行います。
現在、新しい制度の準備を進めています。新制度でも、現行の老人保健制度と同様に、医療サービスの提供（現物給付）と医療費の支給（現金給付）を行う予定です。
今後も、制度について、詳しくお知らせしていきます。
東京都後期高齢者医療広域連合のホームページ「東京いきいきネット」（HPhttp://www.tokyo-ikiiki.net）で、制度の概要等についてお知らせしています。
【問合せ】**高齢者医療保険制度準備担当**（本庁舎2階）☎（5273）4203へ。